

仙台市廃棄物対策審議会関係法令等

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

昭和45年法律第137号

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

平成5年3月18日

仙台市条例第5号

（廃棄物対策審議会）

第7条 次に掲げる事項を調査審議するため、仙台市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 法第5条の7第1項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項
- (2) 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
- (3) その他一般廃棄物及び産業廃棄物に関する対策について必要と認められる事項

2 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

○仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

平成5年3月31日

仙台市規則第30号

（審議会の会長及び副会長の職務）

第4条 審議会の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（審議会の部会）

第6条 条例第7条第7項に規定する部会に部会長を置き、部会に属する委員（以下「部会員」という。）のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

2 部会長は、部会の事務を統括する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

4 部会の会議については、前条（第3項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（審議会の庶務）

第7条 審議会の庶務は、環境局廃棄物事業部ごみ減量推進課において行う。

（審議会の運営事項）

第8条 第4条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○仙台市廃棄物対策審議会運営要領

平成 8 年 7 月 11 日

仙台市廃棄物対策審議会決定

(趣旨)

第1条 仙台市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）の会議及び審議会の部会の会議の運営は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年仙台市条例第5号）及び仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成5年仙台市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議を開催しようとするときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、当該会議の日時、開催場所及び当該会議において付議しようとする事項を記載した文書で、その開催の1月前までに委員に招集通知を発しなければならない。

(議事録)

第3条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び開催場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議の議事の要点
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項

2 前項の議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名しなければならない。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開でこれを行う。ただし、審議会の会議が次の各号のいづれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる非開示情報を取り扱う場合
 - (2) 会議に出席している委員が全員一致で、会議を公開することにより、公正・中立な審議が阻害され会議の目的が達成されないと認める場合
- 2 公開した会議の議事録の写し及び会議資料は、市政情報センター及び区情報センターにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

(傍聴席)

第5条 審議会の会議においては、会場に傍聴席を設け、市民等に傍聴を認めるものとする。ただし、前条第1項の規定により、審議会の会議を公開しない場合は、この限りでない。

- 2 審議会において会議の運営上必要があると認めたときは、傍聴人の定員数を制限することができる。

(傍聴人)

第6条 審議会の会場において傍聴人は、傍聴のために定められた場所以外に立ち入ってはならない。

- 2 審議会の会長は、危険な物を所持している者、酒気を帯びている者その他審議会の会議の秩序を保持するために支障があると認める者に対しては入場を拒み、又はその者を退場させることができる。
- 3 傍聴人は、傍聴席において発言し又は会議の進行を妨げるような行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は、審議会の会場において、会長の指示に従わなければならない。
- 5 会長は、その指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

(部会の会議)

第7条 第2条から前条までの規定は、審議会の部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の会議の運営について必要な事項は会長が、部会の会議の運営について必要な事項は部会長が別に定める。